

高砂市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等の整備について、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）の重度化、高齢化及び「親亡き後」を見据え、地域における複数の事業者が分担して機能を担うことで、障害者等の生活を地域全体で支える面的整備により、サービスの提供体制を構築する事業（以下「拠点事業」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点等の機能)

第2条 地域生活支援拠点等は、次の各号に掲げる機能を有するものとする。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握又は登録の上、連絡体制を確保し、及び突発的な介助者不在、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ及び対応

短期入所等を活用した緊急時の受入体制の確保、医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会及び場

障害者支援施設、精神科病院等からの地域移行、親元からの自立を目的とした共同生活援助等の利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場の提供に関する機能

(4) 専門的人材の確保、養成等

医療的ケアが必要な者、強度行動障害を有する者等に対する専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域における社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(6) 拠点コーディネーターの設置

市及び拠点関係機関から構成されるネットワークの運営、地域生活支援拠点等の機能の充実等の総合調整、情報連携、効果的な支援の連携体制を構築するための業務を市や拠点関係機関と連携して担う拠点コーディネーターの設置

2 市及び拠点コーディネーターは、前項各号に掲げる地域生活支援拠点等の機能について、高砂市障がい者自立支援協議会において年に1回以上運用状況を検証するとともに、障害者等及びその家族等のニーズ並びに地域課題に照らし、必要な機能の整備に関する検討を行い、内容の充実を図るものとする。

(事業者)

第3条 拠点事業を行う障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- (2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (4) 法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (7) その他障害者等に対するサービスの提供を業とする者

(事業者の登録)

第4条 市長は、事業者を高砂市地域生活支援拠点等登録事業者（以下「登録事業者」という。）として、高砂市地域生活支援拠点等登録事業者名簿（以下「登録名簿」という。）に登録することができる。

(事前協議)

第5条 登録を行おうとする事業者は、次に掲げる事項を事前に市と協議しなければならない。ただし、障害福祉サービス等に要する費用の算定に際し、地域生活支援拠点に関する加算を算定しない場合は、第3号から第6号までに掲げる事項を省略することができる。

- (1) 市の地域生活支援拠点の整備状況の確認及び整備促進における課題等
- (2) 実際に支援を行う場合の連携方法
- (3) 整備状況の公表に係る周知方法
- (4) 拠点コーディネーターの業務、役割、配置人数等
- (5) 拠点関係機関との連携担当者の配置
- (6) 連携会議の開催方法等
- (7) 登録の届出その他市が必要とする協議事項

(登録の届出)

第6条 前条に規定する協議を実施した事業者は、高砂市地域生活支援拠点等事業者登録届出書（様式第1号）に、第3条各号に定めるもののうち登録を行う機能について定めた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第41条に規定する運営規程（地域生活支援拠点等の機能を担う事業者であることを規定しているものに限る。）を添えて、市長に提出し、市の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による申請の内容を変更し、又は廃止する場合については、同項の規定を準用する。

(登録の通知)

第7条 市長は、前条の規定による届出書の提出があったときは、その内容を精査の上、登録名簿に記載し、高砂市地域生活支援拠点等の機能に係る通知書(様式第2号)により当該届出を行った事業者に対し通知するものとする。

(登録事業者の公表)

第8条 市長は、登録事業者について、名称、所在地、法人名、事業内容、短期入所の受入区分等の公表を行うものとする。

(遵守事項)

第9条 登録事業者は、事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域生活支援拠点等に係る報酬の算定について、その趣旨及び役割を十分に理解した上で、適切に加算額の算定をし、費用を請求すること。
- (2) 実施した事業の内容について記録を作成すること。
- (3) 前号の記録は、作成した年度の翌年度から起算して5年間保存し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出すること。
- (4) 障害者等及びその家族の権利擁護に十分留意すること。

(秘密の保持)

第10条 登録事業者の職員は、正当な理由なく業務上知り得た事業、利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査等)

第11条 市長は、登録事業者に対して、必要に応じて事業の運営状況に係る調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業者に対して、事業の運営状況について随時報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第12条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく拠点事業の全部又は一部を行わなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第9条又は第10条の規定に違反していることが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。